

伊都消防組合告示第 9 号

伊都消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和8年伊都消防組合規則第 2 号

伊都消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 伊都消防組合職員の通勤手当に関する規則（昭和55年伊都消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「第3条」を「第7条」に改め、別表の右欄中「7, 100」を「7, 300」に、「10, 000」を「10, 400」に、「12, 900」を「13, 500」に、「15, 800」を「16, 600」に、「18, 700」を「19, 700」に、「21, 600」を「22, 800」に、「24, 400」を「25, 900」に、「26, 200」を「29, 100」に、「28, 000」を「32, 300」に、「29, 800」を「35, 500」に、「31, 600」を「38, 700」に改める。

第2条 伊都消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条第3項」を「第16条」に改める。

第2条中「第16条第2項」を「第16条」に改める。

第3条第1項中「別表の基準に該当する」を「新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備する」に、第2項中「別表の基準に該当し」を「条例第16条第1項の職員で」に改める。

第5条から第8条までを次のように改める。

（支給の算出の基準）

第5条 交通機関に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出

するものとする。

- 2 前項の通勤の経路又は方法は、正当な事由のある場合を除き往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

第6条 条例第16条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は超える場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 通用期間が支給単位期間（条例16条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 当該回数乗車券の通勤21回分（平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
（自動車等使用者の手当の支給額）

第7条 条例第16条第2項第2号に規定する額は、自動車等を使用する距離の区分に応じ、別表に定める額とする。

（交通の用具）

第8条 条例第16条第1項第2号に規定する自動車その他の交通の用具で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
- (2) 自転車（原動機付のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊都消防組合職員の通勤手当に関する規則（以下「改定後の通勤手当規則」という。）規定は、令和7年4月1日から適用する。

（手当の内払）

- 3 改正後の通勤手当規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊都消防組合職員の通勤手当に関する規則の規定に基づいて支給された通勤手当（以下「手当」という。）は、改正後の通勤手当規則の規定による手当の内払とみなす。